



「所子伝統的建造物群保存地区」

所子地区が 国の重要伝統的建造物群保存地区に 選定されました！

農村集落としての保存地区に

平成25年12月27日、文部科学省告示により、所子集落が国の重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）となりました。

広報だいせん9月号で、町が保存地区決定をしたことをお伝えしましたが、その後に行われた国の文化審議会（専門調査会）の現地確認、評価をもとに選定されたものです。

保存地区には、商家町、宿場町、港町、山村、農村、城下町などいろいろな種別があり、所子集落は農村集落として選定されています。沖縄県の「島の農村」というジャンルを除けば、農村集落としては、東近江市五個荘金堂地区、篠山市福住地区に次いで、全国では3例目です。ただし、近江商人の本宅地として守られてきた五個荘金堂地区や、宿場町の機能を補完する役目を担った農村集落である福住地区は、純農村集落とは異った性格のものであり、純農村として形成された集落が、国の重要伝統的建造物群に選定されたの

は、所子が初めてと言えると考えます。

所子は、鎌倉時代の貞永元年（1232）には、京都の下鴨社（賀茂御祖神社）の社領であったことが知られています。現在、賀茂神社が所子に祀られていることからも関連が深かったと考えられます。

所子集落所有の天保14年（1843）の絵図に、所子村の範囲並びに神社や家屋群の配置、水路や道、田んぼが描かれていますが、これと比較しても、現在の所子集落周辺が、絵図に描かれたものとほとんど変わらない配置であることがわかります。

国の専門調査会において、所子集落は、昭和30年以前に建てられた建造物が良い状態で多く残つており、集落の周囲の田畠や水路などの地割を含め、村の形成過程を伝える町並みが良好に残され、全体として歴史的風致を良好に留めているとして高く評価されました。